

・書類名	： 施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図
------	------------------------

公共工事については、入契法第15条の規定により下請契約の額にかかわらず施工体制台帳の作成が必要となる。
作成については、「施工体制台帳の作成等についての改正について」のとおり。

提出書類	根拠等	備考
1 表紙		
施工体制台帳・施工体系図	栃木県土木工事共通仕様書 平成31(2019)年版 (様式総-13の1) ※建築工事も準用可	◎
2 施工体系図	建設業法第24条の8第4項	
施工体系図	栃木県土木工事共通仕様書 平成31(2019)年版 (様式総-13の4) ※建築工事も準用可	◎
3-1 施工体制台帳	建設業法施行規則第14条の2第1項	
施工体制台帳	下請した場合 左側を作成建設業者(元請)、右側を下請負人(下請)	◎
3-2 施工体制台帳(作業員名簿)	建設業法施行規則第14条の2第1項第2号	
作業員名簿(元請) ※実質的に作業員名簿の添付が義務化	建設工事に従事する者に関する事項 ※氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入状況 被共済者の否別・安全衛生教育・知識と技術又は資格	◎
4 契約書の写し	建設業法施行規則第14条の2第2項1号	
当初契約書の写し(発注者 ⇄ 元請)	契約書かがみの写しのみ【真岡市の場合】	◎
変更契約書の写し(発注者 ⇄ 元請)	変更契約を締結した場合 ※複数回変更した場合、全ての契約書の写しが必要	△
当初契約書の写し(元請 ⇄ 一次下請)	①契約書 ※約款含む ②注文書&(請書+基本契約書) ③(注文書+基本契約約款)&(請書+基本契約約款)	◎ 1~3の いずれか
変更契約書の写し(元請 ⇄ 一次下請)	変更契約を締結した場合 ※複数回変更した場合、全ての契約書の写しが必要	△
5 技術者の資格及び雇用を証する書面	建設業法施行規則第14条の2第2項2号	
主任技術者の資格の写し	下請契約の請負代金の額が4,000万円未満の場合 (建築一式工事の場合は6,000万円)	◎ 該当する どちらか
監理技術者資格者証の写し	下請契約の請負代金の額が4,000万円以上の場合 (建築一式工事の場合は6,000万円) ※下請契約の請負代金の額の大小にかかわらず予定価格が 7,000万円以上(税込み)の場合も対象【真岡市ルール】	
技術者の雇用関係を証する書面の写し	主任技術者又は監理技術者の健康保険証の写し等 ※監理技術者資格者証も可(主任技術者の場合でも可)	◎
6 監理技術者補佐	建設業法施行規則第14条の2第2項3号	
監理技術者補佐の資格を証する書面の写し	監理技術者補佐を置いた場合	△
監理技術者補佐の雇用関係を証する書面の写し	監理技術者補佐を置いた場合	△
7 専門技術者	建設業法施行規則第14条の2第2項4号	
専門技術者の資格を証する書面の写し	専門技術者を置いた場合	△
専門技術者の雇用関係を証する書面の写し	専門技術者を置いた場合	△
8-1 再下請負通知書	建設業法施行規則第14条の4第1項1号	
再下請負通知書(一次下請 ⇄ 二次下請) ※二次、三次下請以下も同様に作成	再下請した場合 左側を再下請負通知人、右側を再下請負人	△
8-2 再下請負通知書(作業員名簿)	建設業法施行規則第14条の4第1項3号	
作業員名簿(下請) ※実質的に作業員名簿の添付が義務化	建設工事に従事する者に関する事項 ※氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入状況 被共済者の否別・安全衛生教育・知識と技術又は資格	△
9 契約書の写し(再下請)	建設業法施行規則第14条の4第3項	
当初契約書の写し(一次下請 ⇄ 二次下請) ※二次、三次下請以下も同様に作成	①契約書 ※約款含む ②注文書&(請書+基本契約書) ③(注文書+基本契約約款)&(請書+基本契約約款)	△ 1~3の いずれか
変更契約書の写し(一次下請 ⇄ 二次下請) ※二次、三次下請以下も同様に作成	変更契約を締結した場合	△

10 その他	内容確認のため必要	
施工体制台帳作成建設工事の通知の写し (元請 ⇒ 一次下請)	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項 参考様式：全建統一様式第 2 号	○
建設業の許可の写し (元請及び下請)	「建設業の許可」の欄の確認 ※建設業法第 2 条第 3 項の建設業者のみ	○
下請負人の主任技術者の資格を証する書面の写し	「主任技術者」の欄の確認 ※建設業法第 2 条第 3 項の建設業者のみ	○
下請負人の主任技術者の雇用関係を証する書面の写し	「主任技術者」の欄の者が当該会社の者かの確認 ※建設業法第 2 条第 3 項の建設業者のみ	○

※マークについて、◎：必須、△：該当あれば必須、○：記載事項の確認等に必要とする。

【作成にあたっての留意点】

◎施工体制台帳、再下請負通知書、施工体系図の記載方法等について

- ・施工体制台帳等の作成にあたっては、国土交通省関東地方整備局の「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法」の作成例を参考にすること。
- ・綴り順については別に示す例を参考に行うものとする。

◎書類簡素化等について

- ・提出書類については最低限必要なものを明示したものである。ただし、より良い書類整理や確実な施工体制の確保を行うための受注者独自の取り組みについては、これを妨げるものではない。
※受注者独自の取り組み例
目次やインデックス貼付け、下請業者の社会保険の加入状況一覧、元請の工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の誓約書、下請業者の社会保険等への加入を確認できる書類としての最新の総合評定値通知書の写し等。
- ・既に提出された資料 (例として、下請負通知書や建退共証紙購入報告書) の写しの添付は行わないこと。
- ・発注者に提出を要しない受注者手持ち資料 (例として有資格者名簿等) の写しの添付は行わないこと。
- ・成果品として納品する他の書類との重複が無いようにすること。
- ・用紙については、文書量削減のためできる限り両面印刷で出力すること。

◎下記 1～10 の記載事項及び添付書類の変更について

- ・記載事項及び添付書類の変更が生じた場合は、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付すること。変更前の書類については、その経過が分かるように差し替えずに残しておくこと。

◎1 表紙について

- ・参考様式として栃木県土木工事共通仕様書を示している。
任意の様式の場合、発注者側の監督職員 (総括監督員、主任監督員、監督員) の押印欄と受注者側の「現場代理人と主任技術者」の押印欄を設けること。
- ・打合せ簿の添付は行わないこと。

◎2 施工体系図について

- ・サイズは A 3 を標準とするが、A 4 でも可とする。
- ・参考様式として栃木県土木工事共通仕様書を示しているが、任意でも可とする。
- ・「公共工事品質確保の手引き (土木工事編) 栃木県」により、建設工事の請負契約に該当しない警備業 (交通誘導警備員) や運送業 (土砂運搬) も記載すること。また、手引きの趣旨を勘案し、産業廃棄物収集運搬業者も記載すること。
- ・令和 2 年 10 月から記載内容について次の事項が追加された。
代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

◎3-1, 3-2 施工体制台帳について

- ・サイズは A 3 を標準とするが、A 4 でも可とする。
- ・以下の下請がないことを示すために行うと思われる、右側 (下請) を斜線にしたものは添付しないこと。また、左側 (元請) のみも添付しないこと。
- ・「建設工事の請負契約」における全ての下請負人が施工体制台帳の記載対象となる。(無許可業者も含む。)
- ・建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査、警備、運搬業務等にかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要がなく、真岡市では仕様書等で記載を求めているので記載しないこと。(2 施工体系図の記載のみとする。)
- ・令和 2 年 10 月から、監理技術者を補佐する者についての記載が追加された。また、建設工事に従事する者に関する事項の確認のため実質的に作業員名簿の提出が義務化された。

◎4 契約書の写し（発注者と元請の場合）について

- ・原則、契約書かがみの写しのほか、契約約款、仲裁合意書、建設リサイクル法別記（対象工事の場合）、前金払いに関する特約条項（設けた場合）、協定書（締結した場合）の写しも添付すること。なお、建設業法施行規則により添付を求められていることから契約書の一部でも省略することができないものとする。ただし、真岡市においては契約書の保管を同一部署（発注課）で行っていることから契約書かがみの写しのみを添付すること。

◎4 及び 9 契約書の写し（下請契約①・②・③の共通事項）について

- ・建設業法第19条第1項1号から16号の項目が記載されていること。また、建設リサイクル法対象工事の場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条1号から4号の項目の記載も必要となる。
- ・建設業法第19条第1項第1号の工事内容には、「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の下請契約の具体的内容を提示する8項目が明示されていること。
- ・法定福利費について、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」のとおり内訳明示を行うこと。
- ・公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額が明記されていること。
- ・請負代金額または工期の変更が生じた場合、「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」により、着工前に書面により変更契約を締結し、その写しを提出すること。ただし、工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、元請負人は、ガイドラインに定められた事項を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うものとし、変更契約締結後、その写しを提出するものとする。

◎4 及び 9 契約書の写し（①の契約書の場合）について

- ・建設工事標準下請契約約款またはこれに準拠した内容による契約書を用いること。

◎4 及び 9 契約書の写し（②または③の注文書・請書の場合）について

- ・平成12年6月29日 建設省経建発第132号「注文書及び請書による契約の締結について」のとおり。

◎5 技術者の資格及び雇用を証する書面（監理技術者）について

- ・真岡市では、現場の技術水準を確保すべく、入札公告で明示する、予定価格が7,000万円以上（税込み）の場合は、下請契約の請負代金の額の大小にかかわらず原則として監理技術者の配置を求めている。
- ・技術者の雇用関係を証する書面の写しについて、監理技術者制度運用マニュアルにより、指定資格者証交付機関が、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているため、監理技術者資格者証で足りるものとする。よって主任技術者を配置する場合でも資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる。
- ・監理技術者資格者証は、平成28年6月1日より監理技術者講習修了証と統合されているので裏面（監理技術者講習修了履歴）も確認できるようにすること。統合前の証の場合は、それぞれの写しを添付すること。なお、監理技術者資格者証の有効期限と監理技術者講習修了履歴の修了年月日から5年間の有効期間内であること。
※令和3年1月1日以降は、起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となり、同日から5年間で監理技術者講習の有効期間となる。（規則第17条の17）

◎6 監理技術者補佐について

- ・当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として監理技術者を補佐する者を当該工事現場に専任で置くときは、2つまで兼任できる。（建設業法第26条第3項）

◎7 専門技術者について

- ・土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として一式工事（土木一式工事または建築一式工事）を施工する場合で、その一式工事の中に他の専門工事（27業種）も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければならない。（建設業法第26条の2第1項）
よって該当する場合、①～③のいずれかを選ばなければならない。
 - ① 元請として配置する一式工事の主任技術者または監理技術者が、その専門工事（27業種）に関する主任技術者の資格を持っているときは、その者が専門技術者も兼ねる。
 - ② 元請として配置する一式工事の主任技術者または監理技術者とは別に、同じ会社の中で他にその専門工事（27業種）に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として置く。
 - ③ その専門工事（27業種）について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請ける。
- ・自ら施工しようとする、一式工事の内容の一部である専門工事、または、建設業者が請け負った工事に付帯する工事が500万円未満の軽微な工事である場合には、専門技術者の配置を要しない。
※軽微な建設工事（建設業法施行令第1条の2第1項）には、建築一式工事の場合の項目もあるが、下請としては該当になるケースがほぼ無いため、ここでは建築一式工事以外の500万円未満を記載している。

なお、上記の 500 万円未満には、注文者が材料を提供する場合においては、その材料費等を含む額となる。
(建設業法施行令第 1 条の 2 第 3 項)

また、消費税及び地方消費税も含む額で判断すること。

◎8-1, 8-2 再下請負通知書について

- ・サイズは A 3 を標準とするが、A 4 でも可とする。
- ・以下の下請がないことを示すために行うと思われる、右側（下請）を斜線にしたものは添付しないこと。また、左側（元請）のみも添付しないこと。
- ・建設工事に従事する者に関する事項の確認のため実質的に作業員名簿の提出が義務化された。

◎10 その他について

- ・必須ではないが、施工体制台帳等の内容確認において必要となる書類として添付すること。
- ・施工体制台帳作成建設工事の通知の写しについて、参考様式として全建統一様式を示しているが、任意でも可とする。なお、通知の写しは各下請への写しは不要とし、1 部のみを添付すればよい。
- ・下請負人の主任技術者の資格を証する書面の写しについて、建設業者の場合は添付すること。なお、『建設業者』とは、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者をいう。(建設業法第 2 条第 3 項) よって、無許可業者（まったく建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる者）の場合、法令では主任技術者の選任は求めない。
- ・下請負人の主任技術者の資格を証する書面の写しについて、実務経験を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハ）の必要期間を満たしていることの確認を行うこと。